

平成 2 4 年度瑞穂市の財政健全化判断比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、全ての地方公共団体において平成 1 9 年度決算から財政健全化にかかる各指標を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、かつ市民の皆さまへの公表が義務付けられました。

瑞穂市の平成 2 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、下記のとおり公表します。

健全化判断比率

平成 2 4 年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下記のとおり、いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

(単位：%)

	瑞穂市の比率	国の定める基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (実質赤字なし)	13.27	20.00
連結実質赤字比率	- (連結実質赤字なし)	18.27	30.00
実質公債費比率	3.0	25.0	35.0
将来負担比率	- (負担比率なし)	350.0	

資金不足比率

各公営企業における平成 2 4 年度決算においては、下記のとおり資金不足を生じた公営企業がないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

(単位：%)

特別会計名	瑞穂市の比率	経営健全化基準
水道事業会計	(資金不足なし)	20.0
下水道事業特別会計	(資金不足なし)	
農業集落排水事業特別会計	(資金不足なし)	

用語の解説

実質赤字比率

一般会計等（本市の場合、一般会計と学校給食事業特別会計と下水道（コミュニティプラント）事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（ 1 ）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

- 1 標準財政規模とは、人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模を示す。

連結実質赤字比率

国民健康保険事業等の特別会計や水道事業等の公営企業会計を含む市の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足）の標準財政規模（ 1 ）に対する比率であり、これが生じた場合、問題のある会計が存在することとなるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等（ 2 ）の、標準財政規模（ 1 ）に対する比率であり、この指標が 18% を超えると起債の許可が必要になり、25% を超えると一部の起債発行が制限されます。

- 2 市の借入金の返済額及び特別会計や市が加入する一部事務組合等の借入金のうち一般会計が負担する経費のこと

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（ 1 ）に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

資金不足比率

各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準の20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定、外部監査要求の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければなりません。

財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準を上回ると、財政再生計画の策定、外部監査要求の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければなりません。また、一部を除き起債の制限をうけ、財政運営の計画が適合しないと認められる場合等において、総務大臣による予算の変更等の勧告が行われます。